

水島港長期構想検討委員会設置要領（案）

（趣旨）

第1条 本会は、水島港長期構想検討委員会（以下「委員会」という）を設置するものでその組織、運営その他必要な事項を定めるものである。

（目的）

第2条 委員会は水島港に対する諸要請と今後果たすべき役割などを踏まえ、長期的視点に立った水島港の総合的港湾空間の形成とそのあり方を検討し、水島港に係わる長期構想の策定に関し、必要な提言、助言を与えることを目的とする。

（組織）

第3条 委員会は、別表1に掲げる者（以下「委員」という。）により構成する。

（委員長）

第4条 委員会には委員の互選による委員長を置くものとする。

2 委員長は委員会を代表し、会務を統括する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは委員長が指名する者がその職務を代行する。

（委員会）

第5条 委員会は委員長が必要と認めるとき、これを招集する。

2 委員長は、議長となり議事を運営する。

（委員の任期）

第6条 委員の任期は委員会が終了したときまでとする。

（委員の代理）

第7条 学識経験者以外の委員は、やむを得ない事由により出席できない場合、委員の指名により代理人出席を認める。

（幹事会）

第8条 委員会に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事により構成し、別表2に掲げる職にある者をもってあつてゐる。

3 幹事長は、委員長が指名する。

4 幹事会は、委員会に付議すべき事項の検討を行う。

(オブザーバー)

第9条 委員会及び幹事会には、円滑な議事進行を図るため、関係する国の職員等が出席することができる。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、岡山県土木部港湾課内に置く。

(情報公開)

第11条 委員会は原則として公開する。ただし、岡山県行政情報公開条例第7条各号に該当する内容が含まれる場合で、会議を非公開にすべきであると委員が認めた時は非公開とすることが出来る。

2 委員会の撮影、収録については、冒頭のみこれを認める。

(旅費・報償費)

第12条 委員が委員会への出席のため旅行したときは、岡山県職員等の旅費に関する条例（昭和27年岡山県条例第44号）に基づき、旅費を支給する。

2 委員会に出席した委員には、非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年岡山県条例第6号）に基づき、報償費を支給する。

(雑則)

第13条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は事務局が別に定める。

付則

この要領は、令和8年2月20日から施行する。

水島港長期構想検討委員会(委員)

検討委員会委員

1. 学識経験者		
大脇 崇	公益社団法人 日本港湾協会	理事長
三村 聡	岡山大学	名誉教授
嶋 一徹	岡山大学学術研究院環境生命科学学域	教授
ムラカミ ヨシコ	岡山県立大学デザイン学部	准教授
小野 努	岡山大学学術研究院環境生命自然科学学域	教授
2. 港湾関係者		
中谷 庄吾	水島港運協会	副会長
塩出 則夫	水島港国際物流センター株式会社	代表取締役社長
守永 一彦	岡山県商工会議所連合会	理事
伊関 憲二郎	水島地区船舶代理店協議会	会長
西山 修	岡山県漁業協同組合連合会	専務理事
上門 亘	水島港CNP部会代表企業	委員
3. 国の機関		
林 健太郎	中国地方整備局港湾空港部	部長
吉岡 大藏	中国地方整備局企画部	部長
新田 哲夫	中国運輸局岡山運輸支局 水島海事事務所	所長
端山 真輔	第六管区海上保安本部 水島海上保安部	部長
4. 市の機関		
小松 賢治	倉敷市	副市長
オブザーバー		
宮田 亮	国土交通省港湾局計画課	港湾計画審査官

水島港長期構想検討委員会(幹事会幹事)

検討委員会幹事

1. 国の機関		
笹岡 実也	中国地方整備局宇野港湾事務所	所長
樋口 恒一郎	中国地方整備局岡山国道事務所	所長
小平 剛弘	中国地方整備局岡山河川事務所	所長
常數 浩二	中国地方整備局港湾空港部港湾計画課	課長
清家 貴之	中国地方整備局企画部広域計画課	課長
藤原 裕幸	中国運輸局岡山運輸支局 水島海事事務所	次長
藤内 裕治	第六管区海上保安本部 水島海上保安部航行安全課	課長
2. 県の機関		
岸本 真治	岡山県環境文化部環境企画課	課長
横田 健二	岡山県産業労働部産業振興課	課長
石飛 博敏	岡山県農林水産部水産課	課長
安原 由純	備中県民局水島港湾事務所	所長
3. 市の機関		
船越 英文	倉敷市文化産業局商工労働部	部長
塩津 功市	倉敷市建設局参事(兼)事業推進課	課長
オブザーバー		
井ノ口 大地	国土交通省港湾局計画課	課長補佐